

各障害福祉サービス等運営法人 代表者 様

長崎県障害福祉課長
(公印省略)

サービス管理責任者等実践研修受講に係る県への届出について
(必要書類の追加)

日頃から、本県障害福祉施策の推進にご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号）」及び「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号）」については、本年6月30日に改正、同日適用されたところです。

令和元年度より、基礎研修修了後に実践研修を受講するために必要な実務経験（OJT）を「2年以上」としていたところ、当該改正により、新たに、基礎研修受講開始時において既に実務経験者である者が、実務経験（OJT）として、障害福祉サービスに係る個別支援計画の作成の一連の業務に従事し、その旨を指定権者に届け出ている場合は、例外的に「6月以上」とすることが可能となりました。

その要件及び届出方法について、令和5年10月4日付け5障福号外でお知らせしたところですが、下記2（1）下線部分のとおり必要書類を一部追加しますので、改めてお知らせします。

記

1. 実践研修受講に係る実務経験を「6月以上」とする要件

以下（1）～（3）をすべて満たすこと。

- （1）サービス管理責任者等基礎研修受講時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たしていること。
- （2）障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事していること。
- （3）上記業務に従事することについて、指定権者へ届出を行っていること。

2. 県への届出について

（1）必要書類

- ・実務経験に係る届出書
- ・実務経験証明書（基礎研修修了時点で配置要件を満たすことが確認できるもの）
- ・国家資格者または有資格者として配置要件を満たす場合、資格証の写し
- ・サービス管理責任者等基礎研修修了証の写し
- ・相談支援従事者初任者研修修了証の写し
- ・従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表
- ・返信用封筒（84円切手を同封）

R6.10.1より110円切手

(2) 届出方法

・ (1) の必要書類を県障害福祉課あて郵送ください。

・ 要件を満たすことが確認でき次第、受付印を押印した届出書を返信します。

※受付印を押印した届出書については、実践研修の受講要件を満たすことを証明するものとなりますので、適切に保管いただきますようお願いいたします。

(3) その他

・ 要件等の詳細につきましては、令和5年3月31日付厚生労働省事務連絡「サービス管理責任者等研修の取扱い等に関するQ&Aについて」をご確認ください。

・ 届出先は各指定権者となります（実務経験（OJT）を満たした事業所と現在勤務している事業の指定権者が異なる場合については、実務経験（OJT）を満たした事業所の指定権者へ届出ください）。

〒850-8570

長崎県長崎市尾上町3-1

長崎県障害福祉課

TEL:095-895-2455

FAX:095-823-5082